

平成30年度第2回宮城県障害者施策推進協議会 議事要旨

1 日時

平成31年3月25日（月）午前10時30分から午後0時13分まで

2 場所

TKPガーデンシティ仙台勾当台2階ホール2

3 出席者

(1) 委員

別紙「出席者名簿」のとおり（13名出席）

(2) 意見交換団体

別紙「資料3 当事者団体との意見交換」のとおり（4名出席）

4 議事要旨

(1) 開会

（佐藤保健福祉部次長あいさつ）

- 部長の渡辺だが、前の会議が延びており、会場に到着するのが遅れているため、代わって私の方からあいさつさせていただく。
- 本日は、年度末の大変お忙しい中、本協議会にお集まりいただき感謝申し上げます。また、委員の皆様方には、本県の障害福祉行政の推進につき、日頃から格別の御指導御協力を賜り、この場を借りて厚くお礼申し上げます。
- さて、本日の議題であるが、お手元の次第にあるとおり、「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）」について御審議いただくこととしている。
- この条例については、昨年12月の協議会において、制定方針案及び骨子案をお示ししてから、県内7地域でのタウンミーティングや、関係団体のヒアリングを実施し、多くの御意見を頂戴した。本日の協議会では、これまでの経過と、いただいた主な御意見を御報告する。
- また、前回の協議会において、障害当事者の方を含めた関係団体から直接意見を伺いたいという御提案があったため、本日は当事者団体である「みやぎアピール大行動実行委員会」の方と、「一般社団法人宮城県聴覚障害者協会」の方にお越しいただき、意見交換する時間を設けている。
- 本日も委員の皆様においては、忌憚のない御意見をお願いし、私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくようお願い申し上げます。

（事務局・島瀬副参事）

- 本日は委員の方々のうち、半数以上の出席をいただいているため、障害者施策推進協議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立することを御報告する。
- それでは、以後の議事進行は阿部会長にお願い申し上げます。

(2) 進行

(阿部会長)

- 本日は、年度末の大変お忙しい中、本協議会に御出席いただき、改めて感謝申し上げます。
- 今回は、次第のとおり、障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）について、審議することとなっている。
- 昨年12月の協議会では、条例の制定方針案と骨子案について御審議いただいた。次長の御挨拶では、その後、県はタウンミーティングや関係団体のヒアリングを実施し、今回はその報告があるとのことであった。
- また、前回の協議会において、障害当事者の方を含めた関係団体から直接意見を伺いたいと事務局に調整を依頼したところ、本日2つの当事者団体との意見交換の機会が設けられた。
- 皆様には、可能な限り多くの御意見をいただきたいと思っているため、円滑な議事進行への御協力をよろしくお願い申し上げます。
- それでは、事務局から議題の「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）について」説明をお願い申し上げます。

(3) 議事(1)「制定方針(案)及び骨子(案)に対する意見について」

①事務局説明

(事務局・小松課長)

- まず、「資料1 制定方針(案)及び骨子(案)に対する意見聴取状況」を御覧いただきたい。こちらの資料は、昨年12月に開催した前回の協議会以降の意見聴取状況をまとめたものである。
- 1の「タウンミーティング」を御覧いただきたい。タウンミーティングは、2月5日から11日にかけて、県内7地域で開催し、全日程合わせ374名に御参加いただいた。本協議会の委員の方にもお越しいただき、この場を借りてお礼申し上げます。
- 次に、2の「団体ヒアリング」を御覧いただきたい。1月から3月にかけて、23団体に対しヒアリングを行った。ヒアリングの手法だが、個別に団体に伺って行ったもの、本協議会の審議を通じて行ったもの、障害者社会参加推進協議会の会議を通じて行ったものがある。
- ヒアリングを実施した団体は、資料に記載の「主な支援分野毎のヒアリング実施

団体名」のとおりである。

- 資料1については、以上である。続いて、「資料2 制定方針(案)及び骨子(案)に対する主な御意見」を御覧いただきたい。こちらの資料は、本協議会を含め、タウンミーティングや団体ヒアリングでいただいた御意見のうち、主なものを整理したものである。
- いただいた御意見については、本資料に掲載していないものも含め、今後整理、検討していく。タウンミーティング等でいただいた全ての御意見については、参考資料1でまとめているため、後ほど御覧いただきたい。
- それでは、資料の1の「制定プロセス・枠組関連」を御覧いただきたい。条例制定過程における障害当事者の関わりについて、制定方針案では、本協議会の審議を基本にしつつ、タウンミーティングや団体ヒアリングを実施していくこととしていた。これに対し、当事者が、意見を言うだけでなく、意思決定の出来る場で発言できるようにしてほしいといった御意見や、障害当事者抜きで実態を知らないまま条例を制定できるのか疑問といった御意見をいただいた。
- 次に、手話言語について、制定方針案では、差別解消法の補完と手話を含む情報保障による心のバリアフリーを通じ、共生社会の実現に取り組むため、両者併せた条例を制定することとしていた。これに対し、手話の理解が広まっていない現状で、言語としての手話を獲得していくため、手話言語条例を単独で制定してほしいという御意見をいただいた。
- 次に、2の「差別解消関連」を御覧いただきたい。差別の定義については、骨子案では柔軟な運用を考慮し、ガイドライン等で例示することとしていた。これに対し、何が差別か、条例に規定がないのに規制されるのは問題ではないかという御意見をいただいた。
- 合理的配慮の提供義務については、骨子案では障害のある人とない人の交流を考慮し、障害者差別解消法同様、事業者は努力義務とし、県民は義務付けの規定を置かないこととしていた。これに対し、義務といってもあくまで合理的配慮で良く、県民全体に義務として課してはどうかといった御意見や、建設的対話により合理的配慮を根付かせる規定としてはどうかという御意見をいただいた。
- 次に、事案の相談や解決については、骨子案では、県は、障害者権利擁護センターに相談業務を委託可能としていた。これに対し、市町村と連携しなければ、センターの相談件数は少ないのではないかといった御意見や、グループホームの設置反対運動のような地域住民が関係する紛争事案をどう解決するか検討するべきではないかといった御意見をいただいた。
- 次に、資料右側の3の「情報保障関連」を御覧いただきたい。対象とする障害や手法については、骨子案では手話をはじめとした様々なコミュニケーション手法を

含んだ内容としていた。これに対し、盲ろうの場合、音声、筆記、指点字、点字、手のひら書き等様々なコミュニケーション方法があり、障害の特性に合わせた支援が必要といった御意見や、言語障害のある方なども考慮するべきではないかといった御意見をいただいた。

- 支援者の養成については、骨子案では、支援者養成・技術向上、指導者養成、支援者派遣等に取り組むことを盛り込んでいた。これに対し、手話通訳は、催しだけでなく日常生活、災害時、医療など様々な場面において必要で、資格者だけでなくそれに準ずる人も含め養成が必要といった御意見をいただいた。
- 最後に、4の「案に盛り込んでいないもの」を御覧いただきたい。こちらには、取組レベルを含め、制定方針案や骨子案ではお示ししていなかったものをまとめている。
- 災害時支援については、震災時に必要な配慮がなされなかった方がいると思うので、実態や反省を踏まえた災害時における独自の規定を設けてはどうかといった御意見や、聴覚障害のある人は、震災時に音声による情報しか入らず苦労したので、手話をより広めてほしいといった御意見をいただいた。
- 行政・教育における取組については、行政の合理的配慮は不十分で、障害のある人のニーズに対応した配慮をすることで、差別の解消にもつながるのではないかといった御意見や、子どもたちの障害の理解が進まないといじめの原因となるおそれがあるので、学校現場で条例の重みを伝えることが大切ではないかといった御意見をいただいた。
- 障害理解・普及啓発については、日常生活で差別を感じることは少ないが、不平等を感じることは多く、社会的障壁が減れば、より仕事に能力を発揮できるといった御意見や、障害は千差万別で、身体障害や聴覚障害の方などだけでなく、知的障害のように自ら意見を言えない障害もあることに留意するべきといった御意見をいただいた。
- 以上が、制定方針（案）及び骨子（案）に対する意見についての報告である。

②質疑応答

（阿部会長）

- ただ今の事務局の説明に対して御質問・御意見などがあればお願い申し上げます。

（相馬委員）

- 資料1の団体ヒアリング、精神障害のところに、私が所属している「発達支援ひろがりネット」が入っている。3月15日に、この「発達支援ひろがりネット」の各団体が集まって運営委員会を開いたところ、ヒアリングの有無を確認したが、どの団体もヒアリングはなかったと話していた。
- 「発達支援ひろがりネット」には、「宮城県自閉症協会」や「広汎性発達障害シエ

ルの会」のように発達障害の親の会が所属している。発達障害というのは、文部科学省の調査や一昨年だったか仙台市の発達相談支援センター「アーチル」の調査では、1学年で10人に1人が相談に来るというくらいの人数がいるということが示されていた。

- 小さい頃から、成人期になっても、環境調整というのがとても大きな支援と捉えている。そういう意味でも、共生する社会作りにおいては、不可欠なことだと思うため、丁寧なヒアリングの実施を希望する。

(阿部会長)

- 2点あったかと思う。
- 1つは、資料1にある意見聴取の状況について、事実の確認をお願いしたいということであった。
- もう1つは、それとは別に、いずれにしても、発達障害に関わる方々からの意見聴取を丁寧に行っていただきたいという御要望であった。事務局から回答願いたい。

(事務局・小松課長)

- 意見聴取の状況であるが、今回紹介させていただいた団体の名称や意見の内容については、先ほど少し説明させていただいたとおり、個別に団体を回らせていただいたものと、この協議会を通じて意見聴取をさせていただいたものと、それから、「障害者社会参加推進協議会」という場で御意見を伺った団体について掲載させていただいている。
- 「発達支援ひろがりネット」様については、この協議会に委員として御参画いただいているということと、社会参加推進協議会にも御出席いただいて御意見を伺ったということで、個別には回らせていただかなかったが、そういった会議の場を通じて御意見を伺ったということで、団体名を記載させていただいている。
- また、2点目の丁寧な意見聴取については、今後も丁寧に御意見を伺わせていただきたいと考えている。

(阿部会長)

- 前段の事実確認については、事務局では、今の説明にあったような理解で掲載をされたということであった。しかし、もっと丁寧にさせていただきたいということでもよろしいか。

(相馬委員)

- その通りである。私が社会参加推進協議会に参加したのは、丁度この委員を引き受けてから1回目の協議会の後であったため、自分の勉強のために参加させていただいたもので、ヒアリングという認識がなかった。その点は申し訳なかった。
- しかし、名前が載る限りは、きちんとヒアリングをしたかどうかということを確認した上で載せていただきたいので、そこにいたからいいというわけではないとい

うことをお願いしたい。

(阿部会長)

- 名称を記載することに関する御要望があった。より慎重に御配慮いただきたい。

(森委員)

- 今回、この協議会の資料とともに、昨年12月に行われた協議会の議事要旨の確認依頼があったが、印象としてはちょっと遅い。もう3か月以上経っているわけであるから、通常は1か月以内ぐらいでするのが普通だと思う。
- 私は、先ほどから話題にあった社会参加推進協議会の会長をしているが、社会参加推進協議会の議事録は1か月以内には出している。一字一句ではないがそれなりに詳しいものを。
- また、どういう形でホームページに掲載するか分からないが、例えば、今回の参考資料1はかなり膨大な分量であるが、このようなものもあらかじめホームページに載っていれば随分違うのではないか。1つ1つの積み上げがもう少し確実になっていくのではないかなど。
- 12月末の協議会で何が話し合われたのかが、他の方々（委員以外）には分からないという状況は、大事な条例案づくりにはどうかと思うので、せめて1か月以内には議事要旨を出していただきたい。
- なお、タウンミーティング等の意見であるが、私が一番気にしているのは、制定プロセスについての意見がかなりあったこと。いわゆる議論の入り口の部分、ここをはっきりしないといけない。例えば、この協議会を何回開催するのか、あるいは他の検討会議とかを設置するのか、という入り口の部分で方向をしっかりと示さないといけない。あとは、前回示した制定プロセス中の回数。タウンミーティングに出た方は、今回だけではなくもう1回、2回開くのではないかという印象を持っているわけであるから、そこはきちんと示すべきではないかなと思う。

(阿部会長)

- 1つは、議事録の公表についてももう少し早くしていただきたいという御意見であった。
- もう1つは、回数を含めた形で今後のスケジュール等を明らかにしていただきたいということであった。事務局の回答はいかがか。

(事務局・小松課長)

- 色々な御意見をいただいたが、全体的にスピード感を持って行うようにということであったと思う。おっしゃるとおりであるので、努めていきたい。
- 今回配布させていただいた参考資料については、かなり多くの御意見をいただいたため、とりまとめに時間を要したが、今後はできる限りスピード感を持って行っていきたいと思う。

- それから、今後の検討に係る会議の回数や形態についてということであるが、本日も当事者の方や委員の皆様からも意見をいただくが、その上で決めていきたいと思っている。現時点で回数は決まっていない。今後の議論等も踏まえて、必要に応じて会議等を開催させていただきたいと考えている。

(佐藤(由)委員)

- 知的障害と精神障害について、当事者団体の方へのヒアリングは行っているか。

(阿部会長)

- 当事者団体への意見聴取に関する事実確認であるが、いかがか。

(事務局・小松課長)

- 資料1の知的障害・精神障害のところの団体であるが、障害者社会参加推進協議会の場を通じて、この条例に対する意見を聴取した際に御参加いただいた。

(佐藤(由)委員)

- では、当事者団体から意見は伺わないのか。

(阿部会長)

- 相馬委員と同趣旨の御意見で、直接は意見を伺わないのかということだと思うが、いかがか。

(事務局・小松課長)

- 今回の骨子(案)では、障害者社会参加推進協議会等の場で団体の方に御参加いただいて御意見を伺ったと整理しているが、今後も複数回、御意見を伺わなければならないと思っているため、個別に伺う場面や全体的な会議の場で伺う場面というのを想定しながら、引き続き御意見を伺っていきたいと考えている。

(阿部会長)

- 佐藤委員、よろしいだろうか。

※異議なし

(阿部会長)

- それでは議事(1)については以上とする。

(4) 議事(2)「関係団体との意見交換について」

(阿部会長)

- 続いて、関係団体との意見交換に移る。事務局から説明をお願い申し上げる。

①事務局説明

(事務局・小松課長)

- 「資料3 当事者団体との意見交換」を御覧いただきたい。本日は、「みやぎアピール大行動実行委員会」様と、「一般社団法人宮城県聴覚障害者協会」様にお越しいただいた。

- 現在主要な論点となっているものに、条例制定過程における当事者参加と、「手話言語」に関する条例を別に制定することがあるが、この2点に関し、これまで、本日お越しいただいた2団体から御意見をいただいている。
- アピール大行動実行委員会様は、障害者差別解消に熱心に取り組んでおられ、聴覚障害者協会様は手話言語に関する条例の制定について熱心に取り組んでおられる。
- はじめに、団体の皆様から条例に対する御意見を伺い、その後、委員の皆様と意見交換をしていただきたいと考えている。意見交換の順序は、資料3のとおりである。それでは、よろしく願い申し上げます。

②みやぎアピール大行動実行委員会

(阿部会長)

- 本日はお忙しい中お越しいただき、私からも改めてお礼申し上げます。それでは、よろしく願い申し上げます。

(みやぎアピール大行動実行委員会・萩原様)

- みやぎアピール大行動実行委員会の加盟団体である「日本てんかん協会宮城県支部」から来た。本日は、団体の資料を付けておいたので、のちほど御覧いただきたい。
- 私は患者家族の団体に所属しており、私は家族の立場である。本日はこのような機会を設けていただき、感謝申し上げます。
- てんかんという病気の人、100人に1人いると言われており、それだけ本当は特別な病気ではないのだが、正しい理解が進んでいない。
- てんかんがある人や家族は、他の障害がある人や病気のある人と同じように、偏見に苦しめられ、大きな差別に晒されて生きている。そのため、てんかんであることを隠して生きている人が多い。
- 発作のことが理解されず、変な人、気持ち悪い人、あの人怖い、と見られる。それから、仕事に就こうとしても、てんかんという病名が分かった途端に、面接に進めずなかなか働けない人がいる。私も娘がてんかんと分かったときに、周りの人から、「言うてはいけない」、「他の兄弟も結婚できなくなる」と言われた。今もそういうことが続いている。震災のときには避難所にも行けず、SOSも出せずにいた人もいる。それはてんかんを隠しているからである。
- てんかんのある人は、病気についての戦いだけでなく、差別とも戦いながら生きていかなければならないのである。他の障害の方たちにも多いと思う。他の人と同じように、1人の人間として生きていくために、社会の中で差別と戦うことは簡単ではない。大きな壁の前で立ち竦んでしまう。
- 私はてんかんの電話相談も受けている。年間200件ほどの相談を受けている。病気だけではなく、偏見とか差別に苦しんで悩んで、誰にも相談できずに私のとこ

ろに電話をしてくる。しかし、壁はあまりにも大きく、私も下を向いてしまうことも多い。

- そんな中、宮城県が障害者差別解消条例に取り組むというニュースが飛び込んできた。本当に嬉しかった。私たちは毎月定例会を開いているのだが、そこで患者さんや家族、会員の人たちで喜んだ。
- ただ、本日、委員の皆様をお願いしたいことがある。本当に私たちの希望となるような条例にするためにどうしてもお願いがある。
- 受けている差別は、障害によって様々である。どんな差別かはっきりしなければ、差別解消の話し合いには進めないのではないか。条例づくりをする過程で多様な意見を取り入れていただけるよう、お願い申し上げます。「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」というスローガンがプロセスに掲げられているように、条例づくりの中にもっともっと多様な障害当事者を入れてほしい。
- 現在の委員の皆様の中にも障害当事者の方々はおられるが、障害はもっと多様である。その当事者でなければ分からないことがたくさんある。
- 県の条例方針の基礎となっているユニバーサルデザイン2020（にーまるにーまる）行動計画の中にも、基本的な考え方、計画の骨子として、「政策立案段階からの障害者参画」という項目がある。ここで大事なことは、計画の立案段階からという点である。ある程度のことのできてから、「皆さんどうですか」と意見を聞かれるような参加ではなく、立案段階から入ることがとても重要だと思っている。多様な人の差別事例や差別体験を踏まえ、そこをスタートとして条例をつくっていくことが重要だと思う。
- 委員の皆様、これから審議の中で新たに多様な当事者を含めた検討会議を設置するという方向で話し合いをしていただければ大変ありがたい。よろしくようお願い申し上げます。

(みやぎアピール大行動実行委員会・及川様)

- 本日は、このような機会を設けていただき、感謝申し上げます。早速、宮城県障害者差別解消条例について意見を申し述べる。ただ今、萩原さんが述べたテーマも含めて述べる。
- 本日お配りした資料を御覧いただきたい。私たちが最も強く望んでいることは、多様な障害当事者を含めた会議での条例審議である。今回の条例は、県民の日常生活に密接に関係する条例であるため、審議する会議体もその多様性を反映した構成でなければならない。
- 提出した資料のとおり、様々な障害を持つ人々は、日常的に大小様々な差別に遭遇する。そうした経験を踏まえた議論を踏まなければ、差別の実態・本質は見えない。

- また、この条例の骨子案に書かれている「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」という言葉は、障害者権利条約の協議過程で、当事者団体側から叫ばれたスローガンである。これは、いつも障害者のことを他者が決めてきたことに対するアンチテーゼである。
- ここで大事なことは、決して「私たちだけで決めさせろ」ではないということである。自分たちも入って決めるという宣言である。これは条例の審議も同じであると考え。何より、多様なメンバーと必要な支援を保障した状況での審議は、ある種条例が目指すべき社会の縮図でもある。
- そのような場を経験するメンバーは、実社会における差別解消の推進者となることを期待する。
- 次に、差別実態の検証・分析についてである。
- この県条例が目的とするのは差別解消であるが、解消すべき差別が実際に起きている状況や内容、解決の状況を把握し分析しなければ、宮城県においてどのような条例を制定すればよいのかが掴めない。
- 仙台市において同様に条例を制定するとき、600前後の事例を集めた上で、「その他」を含めて15に分類し、個人が特定できないようにした上で全ての事例を公表した。当時、私は個人の立場でそれを読み、個人的見解ではあるもののコメントを付けて当局へ送付した。
- 事例の解釈とそれへの対応は障害者差別の捉え方が肝である。捉え方を学び身に付け、啓発するためにも不可欠である。最低限、県で集めた事例を個人の特定ができないように公表し、全部を検討・分析するところから始めるべきだと思う。
- 私は車椅子を常に使っている。バスやタクシーの乗車拒否は数え切れず、飲食店の入店拒否も同様である。京都へ旅行中に入店拒否に遭い、京都府の差別解消の枠組みを使い広域相談員に対応してもらった。
- もう一つ、私個人のことから広げて申し述べれば、お聞きのとおり言語障害のために、多くの場合聞き取ってもらえない。今も原稿を用意し言い直してもらっているが、これはなかなかもどかしいのである。
- 聞き取れる人には聞き取れる。話を聞いてもらえない、勝手に解釈される、話が流される、こういうことは日常茶飯事である。実際の事例から差別について議論する必要がある。
- 次に、条例の柱である「差別」とは何か、どういうものであるかを示すことについてである。
- 条例の目的は障害者差別の解消である。そのためには何が障害者差別であることを示さなければならない。県が力を入れようとしている県民への啓発活動にも不可欠なものである。なぜなら、条例に基づいて行われると思われる啓発事業の基礎とな

るものだからである。

- 権利条約も各地の条例の多くも、各生活場面、分野毎に不当な差別を禁止し合理的配慮の提供を求めている。県の骨子案では、不当な差別の禁止についての定義は設けないとしているが、これは設けなければならない。条例としての役割を果たせない。定義がないにも関わらず、「何人も禁止」とされている。どういうことが禁止されるのかが分からない条例は聞いたことがない。
- 何より悪いのは、障害者との共生を促進するための条例であるのに、「なんだか分からないけど差別だと言われてしまうらしい」として、もっと障害者との関わりを避けてしまうことである。これでは本末転倒である。
- 次に、実効性のある解決の仕組みについてである。
- 重要なことは、具体的な差別が起こったときにどうやって解決・解消するかにある。県では権利擁護センターを新設するとあるが、規模や数、県が直接設置・運営するのか市町村に委託するのかなど、多くのことが不明である。こうした機関や人員をきちんと配置し研修・教育に努めることが求められる。

(阿部会長)

- おそらく資料の4番の御説明の中で5番も含めて御説明いただいたと思う。
- ただいまお二人から御説明いただいたことについて御質問・御意見などがあれば、お願い申し上げます。

(相馬委員)

- 質問というより、お願いというか考えだが、私は2か所のタウンミーティングに出席させていただいた。1か所目は栗原、2か所目は仙台。すごく少人数のところと一番多くの方が集まった地域で、地域によって温度差があるなという印象を受けた。
- しかし、その中でやはり一番強く感じたことは、当事者の方を抜きにしないということである。その考え方を私たちがこれから条例を考えていくときに一番先に大切にしなければいけないことではないかなと強く感じた。
- やはり一人の人間として、人権というのは障害があってもなくても当たり前前に保障されなければならないし、全ての人にとって本当に大切なものであると思うため、その辺を私たちのような委員以外に検討できる場を何かしら設けていただけたらと思う。

(阿部会長)

- 萩原様の冒頭の御発言の中にもあった、多様な方の意見をできるだけ聞くこと、資料にポイントとして示されたものとしては、1番に当たるようなことに対する意見であったがいかがか。

(みやぎアピール大行動実行委員会・萩原様)

- やはり当事者にならないと気づかないことがたくさんある。及川さんが先ほど、「何が差別か分からないまま、それを解消する、禁止すると言われても」と言ったが、何が差別かというのは当事者でなければ分からない。
- ここに私の孫の写真があるが、この子は580グラムで生まれ、肢体不自由で知的障害があり、発達障害があり、てんかんもある。
- 娘もてんかんであるため、色々と気づいてきたつもりであったが、この子と一緒にいる中で気づかされたこともある。この子はこの写真の中でブランコに乗って楽しそうにしているが、肢体不自由があつて普通のブランコには乗れない。誰かが支えないと無理。しかし、この写真のような形のブランコが一つあれば、そんな子でも自分で風を受けて乗ることができる。
- それから、今はオープンなスペースがすごく多い。今学校に行っているのだが、窓ガラスで仕切りもない教室にいる。この子は色々な音をいっぱい拾ってしまうし、色々なものが目に入って、それが苦しくてたまらないのだが、そういうことはその本人や当事者でないと気づかないことである。
- このようなブランコにしても、発達障害で色々な音を拾ってしまうという子には仕切りのある場所を、ということも結局は合理的配慮なのだが、それも気づかないと思う。
- 今この子は小学2年生だが、本人の言葉で色々説明することはできない。しかし、心で思っていることはいっぱいあるのだろうな、それを拾ってあげたいな、と思いつながらいる。
- 色々な障害がある方が、自分で表現できる人も表現できない人もいるけれど、やはり様々なので、それをきちんと拾い上げて、条例をつくるスタートのところから、みんなでつくり上げているところに入れてほしい。それが本当に「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」ということだと思う。これをスローガンにさせていただいたことは、私たちは本当にすばらしいと思うが、それが本当になるように進めていただきたいという思いである。

(みやぎアピール大行動実行委員会・及川様)

- 先ほど私が実際に経験した差別事例を述べた。それは入店拒否や乗車拒否だが、拒否するのは拒否する方にもそれなりの理由がある。ただ、それは一方的に行われるという状況がある。その状況を変えていくのが差別解消の考え方である。一つはきちんと対話をするということだと思う。
- 障害を持っていると、とかく周りの人が気を利かせてやってくれることが多い。本人のためにすることだが、場合によっては少しずれることもある。お互いにそういうことについてきちんと話していける環境を作ることだと思う。

(奥田委員)

- 今お話を聞かせていただいて、手話は言葉だと思うが、その言葉自体が上手く相手に伝わらないと誤解を招くことも非常に多いのかなと思う。
- 今回のように多様な方からお話を聞くことはもちろん必要だと思うし、条例として行う上では、障害のある方の御意見はもちろんだが、それを受ける県民の方々の意見も必要なのかなと思う。
- 今の御発言の中にあつたように、一般のレストランなどに行っても、なかなか受け入れられない場合があつたり、受け入れても時間が制限されたりということも中にはあるようである。
- そういった意味で、今回のこの条例については始まったばかりであると思うため、これからタウンミーティングを1回だけでなく何回かやるうちに、多様な障害、私どもの施設は知的障害の施設だが、知的障害の方も自分で言葉が話せなかったり、自分で思っていることがうまく伝わらなかったり、表現力が非常に弱かったりということがあつたため、もう一度多様な方々にお声がけをして、色々な意見を聞くことが必要なのだらうと思う。
- また、色々な意見を聞いた中で、差別解消というのは非常に難しいことだと思うが、その中で基本的な部分をどこに設定するのかということも重要であるし、そういう意味では、始まったばかりであるため、たくさんの方の意見を聞きながら丁寧に進めることが必要なのかなと思う。

(阿部会長)

- 今の奥田委員の御意見は、資料の1つ目のポイントとも関係している意見であつた。
- なお、加えて新しいと思つたのは、一般の県民の方々の対応についても意見を聞きながら条例の制定を進めていく必要があるのではないかとという点で、事務局への御提案として受け止めていただきたい。
- また、多様な御意見を頂戴するときに、どのような形でどのような方々から御意見を頂戴するのがよろしいのかということも、私はまさに肝であるように感じたため、今後も色々とその点については教えていただくことがあるのではないかと感じた。

(佐藤(由)委員)

- やはり、折角これから作るわけで、これだけ当事者の方にも関心を持っていただけて、これからというところであるため、御意見を聞くというよりは、拡大委員会のようなものを作っただけでないかなと。その中で障害当事者の方や家族の会の方などから差別の問題について色々出していただいて、私たちも知っているようで知らないことが多分多いと思う。だから、具体的にどういうことが起こっているのかということの共通理解を広めるという意味でも、拡大委員会のようなものを作っただけで、そこから、県民の皆様にも、今こういう議論をしています、こう

ということが問題です、という情報発信をしながら、最終的に条例に仕上げていくというのがいいのではないかと思います。

(阿部会長)

- 佐藤委員の御発言の前に、どのような形でどのような方々から御意見を頂戴するのが最も成果が上がるのかと私が申し上げたのは、まさに、拡大委員会という言葉があったが、それも一つだろうと思う。それから、資料のポイントの1番の「条例検討会議（専門部会）の設置を求めます。」というのは、まさに、本日の御発言の中にもあったことだと思う。
- これらも含め、これからもう1団体から意見を聞かせていただくが、もう1団体の御意見の中にも出てくるかもしれないし、出てこなかったとしても、最初の団体の皆様からかなりその点が出されたため、2つ目の団体の御意見を聞かせていただいてから事務局にお答えいただこうかと思う。
- みやぎアピール大行動実行委員会の皆様には、本日はお忙しい中おいでいただき、大変お疲れになられるような中で御発言をいただいたのではないかと思います。終わりになるが、私から改めてお礼申し上げます。

③一般社団法人宮城県聴覚障害者協会

(阿部会長)

- 続いて、一般社団法人宮城県聴覚障害者協会の皆様から御意見をお聞かせいただきたいと思う。お忙しい中おいでいただいたこと、私からも改めてお礼申し上げます。よろしく願い申し上げます。

(宮城県聴覚障害者協会・浅野様)

- 本日は、述べたいことがたくさんあるが、よろしく願い申し上げます。
- 資料の2の中に手話言語条例をつくってほしいという意見があったという風にあった。前に県とお話ししたことがここに入っていることにお礼を申し上げます。
- どうして分けたいかということを改めて申し上げたいと思う。
- 一般社団法人宮城県聴覚障害者協会が設立されたのは、昭和22年である。「ろうあ協会」という名前から創立され70年という長い歴史を持っている。ろう者の暮らし、困難をたくさん経験している。
- 私たちの上部団体である「全日本ろうあ連盟」という団体があるが、同じく創立70周年を迎えている。手話通訳の制度、手話を広める取組等が今でも行われているが、ろう者の気持ちも込めて、群馬の伊香保温泉「ホテル木暮」というところで、創立70周年を記念して「手話は命」という石碑、記念碑を立てている。どういう思いで作ったのかということについては、なぜ手話が必要なのかということも含めて、お配りした資料の中にも書いている。そして、その元になっている「全日本ろうあ連盟70年誌」というものもある。厚いもので1万円近い資料であるが、皆様

にもぜひ買っていただきたいと思う重要な内容のものがある。よければ、群馬の記念碑についても御覧いただければと思う。

- 「手話は命」という、生まれつき、あるいは病気で原因不明のまま聞こえなくなった、音声での聞き取りができない、そういう状況の中で育ってきた私たちにとってのコミュニケーション手段というのは目である。視覚である。視覚言語というか、それを身に付けている。それが手話というものに繋がっていつている。手話を通して幅広い生き方、生活ができる。
- 障害を持っている車椅子の方、視覚障害者、健常者と言われる方たちは全て音声の日本語で会話している。
- 国連の権利条約の中で「手話は言語」とであると明記されている。そういう意味での視覚言語ということで、それによって日本でも論議されてきて、結果、「手話は言語である」ということが法律の中に明記された。
- それを受けて、宮城県でもぜひ手話言語ということを考えていただきたいと思っている。
- ろう者の暮らしの中で様々な問題が起きている。そのことについては、会長自身が体験していることなどもあると思うので、そのことについてお話しさせていただく。

(宮城県聴覚障害者協会・小泉様)

- 私は2歳のときに耳が聞こえなくなった。ストーマの注射を打ったことによって聞こえなくなった。家にお客様が来ると、部屋から追い出されて別の部屋に連れて行かれるということがあった。
- ろう学校に入って先輩が手話を使っているのを見て、手話という世界があるのだなということにそのときに気づいた。そこで手話を教わるといふか、見て覚え、身振りを覚え、しかし、ろう学校の先生には「口話ですよ」という風に手話は禁止されていく。親も先生方も口話を教えなければならない義務があるのかもしれない。
- 当時は、イタリアのミラノというところで「世界ろう教育国際会議」があり、そこで口話教育ということが決定した。義務教育の12年間というものは、学習をするが、口話教育によって私たちの学習権というのは奪われてしまった。
- それは我慢するのも慣れっこになってしまっていて、それが差別であるということすら知らない。法律のことも全然分からない、教わりもしない、という状況で、先生には当時口話を厳しく練習させられ、褒められ、社会に出たら自分が習った口話で通じるのかなと思ったらさっぱり通じなかった。そういう風に、先生に騙されたというような気持ちもしている。
- それから、手話を使う先生や社会からは学べるが、他の集団では学ぶということができなかった。卒業して社会に入って、なかなか思いが通じない。先ほどの、み

やぎアピール大行動実行委員会の及川さんみたいに苦しい思いというのは、私自身も似たような経験をしているからよく分かる。

- 手話言語条例を考えたこと、その条例をつくることによって、県民の皆さんに手話が広がる、普及すると考える。
- 老人ホームで、周りは聞こえる老人ばかりで、その中で会話をする場面もないために、ぼけてしまったりとか、認知症になって亡くなっていったという先輩もいる。そこに手話があれば、学校の中で教員が手話を教える、それから、施設の中で手話を分かる職員がいれば元気でいられたかと思う。気持ちがしおれていくということではなかったと思う。
- それから、一般の聞こえる人たちの老人ホームに入りたくないという声がたくさん聞かれる。今、人口内耳をしているお子さんもたくさんいらっしゃるが、医者から医学的に、生まれてすぐ、新生児の頃に聞こえないことが発見されたら、そのときは医療機関に行く。病院に行く。病院で「人口内耳を付ければ100%聞こえるよ」という話を聞くと親御さんはそれを信用してしまう。しかし、それはリハビリを長く続けなければいけないし、100%ということはないというのが実情である。先輩から、人口内耳で騙されたという言葉も聞くし、手術には400万円ぐらいかかるそうだが、そういうことをやっても無駄だったという話を聞く。
- そうではなく、人口内耳だけではなく、手話がある、「手話というコミュニケーション手段があるんだよ」ということを保護者に伝えるということが大事ではないかなと思う。
- 職業面でも、会社に入って他の同僚と話が通じない。お昼休みに皆さんが楽しく会話をしている中、その中で、集団の中で孤立してしまう、孤独を感じてしまうということがある。
- 私たちが願っているのは、手話を普及していきたいということで、そのためにも、手話が社会に広がっていくことが願いである。
- 県内で、手話奉仕員の養成事業というのは義務化されていると思う。しかし、なかなかそれを行う自治体も広がっていかない。現在は15か所やっている。
- 今は、手話ということがなかなか見えていかない。手話言語条例を作ることによって、手話をというものが明らかになり、それがもっと普及していく。私たちが暮らしやすくというか、生き生きと暮らせる社会に変わっていくと思う。
- 障害者差別解消法について、今、手話について言うと、なかなかそれは変わらない状況である。国には今、手話言語法に関する私たちの意見書が出されている。しかし、まだまだ国は動かない。
- 私たちは手話言語法の制定を待ち望んでいるが、一日でも早く、まずは宮城県内、県民とともに手話を使って安心して生活できる環境整備、環境を作っていただきたい

いと思う。仕事や暮らしの中で不安な生活を強いられているので、一日も早く、私たちは、障害者差別解消とは別にした形での手話言語条例の制定を望んでいる。

(阿部会長)

- ただ今、特に、私たちも検討課題としているが、差別解消条例とは別に手話言語条例の制定を望みたいということについて、それからその中で、手話通訳者の養成の問題、県民に手話への理解をより浸透させたいということを含みながら、御体験なされたこと等、あるいはこれまでの歴史とか国際的な動向を踏まえて丁寧に御説明いただいたと思う。
- それでは、ただ今御説明いただいたことに対して御質問・御意見などがあれば、お願い申し上げます。

(森委員)

- 参考資料2の左上を御覧いただきたい。昨年12月の協議会でも報告があったが、差別解消条例は30都道府県、手話言語条例は26都道府県で制定されている。
- 私がこの参考資料2を初めて昨年の12月に見たときに思ったのは、全国の都道府県で様々な条例が制定されているが、この骨子案は3つの内容を含んでいるなどということ。1つ目は障害者差別解消、2つ目は手話言語条例、3つ目は情報保障のコミュニケーション。この3つの条例が他の都道府県では別個に制定されているところがある。まず、その事実を我々委員もきちんと把握しておく必要があると思う。
- 昨年12月の協議会で申し上げたように、私自身も手話言語条例は様々な理由があって、個別に制定した方がいいと思っている。
- これは1つの時代の流れというか、例えば差別についても、今見ている参考資料2の左上で、国の方に、障害者基本法改正が平成23年、障害者差別解消法が平成25年、国連の障害者権利条約批准が平成26年とあるが、日本の法律で、特に障害者関係の法律で、差別の禁止というものが入ったのは、私はつい最近まで、障害者基本法の平成16年の改正だと理解してきたし、教えられてきた。そうか、平成16年に障害者基本法の中に差別の解消が入ったのかと。
- 県条例では、千葉県がそれを受けて、差別解消法が制定される平成25年より前に制定した。それは平成16年に基本法に差別の禁止という規定が入ったからである。
- こんなに最近なのかなと思って調べたところ、驚くべきことが分かった。私たちに関係する身体障害者福祉法というのが昭和24年に制定されている。70年前である。実はそこに、はっきりと書いてある。「差別的取扱いの禁止」と。では、今の身体障害者福祉法は、改正、改正、改正となってどうなっているかということ、全くそれが抜け落ちている。びっくりした。今どうなっているかということ、「国、地方公共団体及び国民の責務」として、包括的な文言がずっと並んで、差別の「さ」の字

も出てこない。

- 改正したときの政府の見解は、従来の差別の禁止がここに趣旨として含まれていると説明した。全くナンセンスである。包括して何かをするということによって、当時の人たちはどう思ったのか分からないが、だから、70年前には既に障害者関係の法律に障害者差別の禁止という意味があったのに、あれよあれよと改正され差別が抜け落ちている。なんだかんだ「責務」ということで包括的に述べられているが、私は長年、平成16年の障害者基本法で初めて差別の規定が入ったというような専門家の意見を鵜呑みにしてしまったと大変恥ずかしい思いをしている。
- 法律の流れとかがあって、手話言語条例なども全国ろうあ連盟が一生懸命ここ何年かで運動しているわけだが、そういう動きとの関わりで、私もぜひ個別の条例にしていきたい。
- できれば、先ほど言ったように、県の示している骨子案は、障害者差別解消、手話言語条例、情報コミュニケーションと、全国の都道府県で制定されている3つの内容を持っているため、できれば分けて議論し、あるいは分けて制定することが、焦点をぼやかさないできちんと条例を制定することになるのではないかと思う。

(阿部会長)

- 森委員の御発言は、本日いただいた御意見の趣旨に沿って、御自身もそのように考えたいという御意見として受け止めさせていただいてよろしいだろうか。

※異議なし

(阿部会長)

- ほかに御質問等はないだろうか。

(野口副会長)

- 1点確認させていただきたい。森委員からも御発言があったとおり、今回検討している条例については、3つの内容を含む形で進んでいると私も理解しているが、個別に手話言語条例を制定したいという場合に、1つの側面としては、手話が言語であるという県民の理解を深めるという意味合いは非常によく理解できた。しかし、内容として見たときに、今回の条例案として出されているものと皆様が想定されている条例は具体的に何か違う部分があるのかどうかお聞かせ願いたい。

(宮城県聴覚障害者協会・浅野様)

- 音声コミュニケーションと視覚コミュニケーション、その言語の違いだと思う。
- 皆さんオリンピックはお分かりだと思う。音声の聞こえる団体のオリンピックあるいはパラリンピックのコミュニケーション手段というのは音声言語である。そこにデフリンピックというのが別にあるが、それはろう者だけのコミュニケーション手段を取っているという違いがある。

○ 競技そのものは似たような競技種目だが、音声言語を使う人たちのやり方とデフリンピックの競技のやり方には違いがある。パラリンピックよりもデフリンピックの方が歴史としては長いのだが、聞こえる人たちと手話を使う言語の違う人たちの違いというか、それによって大会が別になっている。

○ デフリンピックを2025年には東京で開催したいという話もあるが、それも手話が1つのきっかけになればということも1つの狙いとしてあるのかもしれない。

(宮城県聴覚障害者協会・小泉様)

○ 公的な機関に手話通訳を設置しているところも少しずつ増えているが、医療機関には手話通訳の設置がない。条例ができることによって、医療機関にも手話通訳の設置がなされればという風に思う。

○ 仙台市内でも医療機関に手話通訳の設置はない。手話言語条例ができることによって、そういう設置ということも進んでいくと思う。手話言語条例ができることによって、手話通訳の設置をするということなどが義務化され、私たちが暮らしやすい社会になると考えている。

(阿部会長)

○ それでは、宮城県聴覚障害者協会様との意見交換については以上とする。

○ 視覚言語でこのような表現でよろしいのかどうか分からないが。

(手話で「ありがとう」の動作)

(宮城県聴覚障害者協会・小泉会長)

○ ろう者の皆さんは手話で表現していただくと、本当に心が揺さぶられる。嬉しい思いというか、心が躍るような思いである。

(阿部会長)

○ 大学生時代に少しだけ習った機会があり、何十年前なので忘れてしまっていたが、改めて感謝申し上げます。

④進行

(阿部会長)

○ ただ今、2つの団体から条例に対する率直な御意見を伺った。特に、みやぎアピール大行動実行委員会様からは、条例制定過程における当事者参加、具体的には別の検討会議の設置ということも述べられていたかと思う。

○ また、宮城県聴覚障害者協会様からは、今回の条例とは別に、手話の条例を制定することに強い思いをお持ちになられていることを感じた。

○ そのほかにも諸々の御意見・御発言を頂戴したが、時間の関係もあるため、今の2点について、事務局から現時点で回答できることがあればお願い申し上げます。

⑤事務局説明

(小松課長)

- まず、みやぎアピール大行動実行委員会の皆様からいただいた意見であるが、ペーパーでいただいた1つ目の条例検討会議（専門部会）の設置を求めるという御意見であった。また、委員からも拡大委員会という形での御意見をいただいた。
- これについては、現在、障害者施策推進協議会というのは条例で設置されており、定数等も定まっている状況である。なかなか条例改正というのが困難ということもあるため、この協議会での審議というのを基本にさせていただきたいと思うが、ただ今いただいた御意見を踏まえ、どのような検討体制がよいのかということを経務局で検討して委員の皆様へ御報告させていただきたいと思う。
- それから、2つ目に実態調査・検証というものもあった。今回タウンミーティングをさせていただき、色々と障害者差別に関する体験談などをお話いただいた。あわせて、会場でなかなか発言できない方用ということでペーパーをお配りし、何かあれば書き込んでいただいて最後に回収させていただいた。そういったところにも体験談が載っており、昨年、「みやぎ障害者プラン」を策定する際にアンケートも実施させていただいているため、それらを活かしていきたいと考えている。
- それから、差別の定義の部分であるが、現在、ガイドラインでという形で考えている。全国の既に制定している都道府県の状況を見ると、現在、31ぐらい差別の条例があるが、定義しているところが13ということで、半分以下ぐらいになっているという状況がある。大事なことは、議論の中でもあったが、一般の方が「何が差別に当たるのか」ということを知ることだと思っている。条例の制定に合わせて、パンフレット等を使った普及啓発に努めていきたいと思っているが、そうしたところに「こうしたものが差別に当たる」ということをしっかり書き込んでいくということが大事であると考えているため、そうした対応で考えていきたいと思う。
- それから、宮城県聴覚障害者協会の皆様から御意見をいただいた。現在、差別解消の部分と情報保障の部分を一体的に進めることにより、障害の有無によって分け隔てられることのない、いわゆる共生社会の実現というのをこの条例では目指しているという考えで整理している。
- 本日いただいた手話言語条例を別にという御意見については、引き続き検討を進め、この協議会の場で御協議いただければと思う。

⑥質疑応答

（阿部会長）

- ただ今の事務局の説明に対して御質問・御意見などがあればお願い申し上げます。

※質問・意見なし

（阿部会長）

- それでは、事務局には、当事者参加についてどのような検討体制がよいのか、それから、手話の条例を差別解消条例とは別に制定するという点についても、積極

的によく検討を行っていただきたいと思う。

- 当初御案内していた予定の時間を超過してしまっているが、これで議事の一切を終了し、進行を事務局にお返しする。意見聴取においていただいた2団体の皆様も含め、円滑な議事進行に御協力いただき、感謝申し上げます。

(5) 閉会

(事務局・島瀬副参事)

- 次第「3 その他」に移る。皆様から何か御案内、御連絡等があればお願い申し上げます。

※案内・連絡等なし

(事務局・島瀬副参事)

- それでは、以上をもって、平成30年度第2回宮城県障害者施策推進協議会を終了させていただく。
- 本日は長時間にわたり御審議いただき、感謝申し上げます。